

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目次

### ◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

市場再編整備地域の指定(畜産課)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良事業の認可(八件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

一般国道の区域の変更(道路課)

県道の区域の変更(〃)

一般国道の供用の開始(〃)

県道の使用の開始(〃)

◇ 告 告  
職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政・能力開発課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 森 灘 貞 寿	届出に係る建物の名称 リビングランドモリス東福原店	届出に係る建物の所在地 米子市東福原七二七
-------------------	------------------------------	--------------------------

### 鳥取県告示第七十六号

家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第十九条第一項の規定に基づき、市場再編整備地域を指定するので、同法第二十四条第一項及び第二項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 市場再編整備地域

東部地域及び中部地域

二 市場再編整備地域として指定する区域

鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡及び東伯郡

三 再編整備の目標

肉畜流通の近代化及び合理化を推進するため、家畜市場を広域的に統合整備して取引の円滑化を図り、もって地域の畜産振興に資すること。

四 新設する地域家畜市場

1 名称 中央家畜市場

2 位置 東伯郡赤碓町大字湯坂三五〇―一

3 家畜取引法第三条の登録を受けるべき者の名称及び住所

鳥取県農業協同組合連合会

鳥取市末広温泉町七二四

五 廃止する地域家畜市場

1ア 名称 東部家畜市場

イ 位置 鳥取市国安大字高土手二二七―一

ウ 開設者の名称及び住所

鳥取県農業協同組合連合会

鳥取市末広温泉町七二四

エ 廃止の時期 平成五年八月三十一日

2ア 名称 中部家畜市場

イ 位置 倉吉市大塚六〇四―一

ウ 開設者の名称及び住所

鳥取県農業協同組合連合会

鳥取市末広温泉町七二四

エ 廃止の時期 平成五年八月三十一日

六 再編整備の目標を達成するのに要する期間

平成五年二月二十六日から平成五年八月三十一日まで

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名氏及び住所

理事 長 柄 正 一 倉吉市谷二七九

平成五年一月三十日退任

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良

事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（佐木谷線）農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（八幡山線）農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（出水線）農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定

により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業日南地区（尾郷線）農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業日南地区（名谷線）農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）猪子地区農道整備）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）円通寺地区区画整理）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）高路地区区画整理）を平成五年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
日南町	土地改良総合整備事業（一般）豊栄地区区画整理	平成四年三月二十日
"	土地改良総合整備事業（一般）上萩山地区区画整理	"
"	土地改良総合整備事業（一般）宮内地区区画整理	"

鳥取県告示第百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

西倉吉支線新設工事及び西倉吉変電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市黒見字仁王手、字中島及び字松ノ前並びに同市福光字稲代、字

上折口及び字下折口地内

四 立ち入ろうとする期間

平成五年二月二十六日から平成六年三月三十一日まで

鳥取県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	後		
三三三号	変更前	倉吉市鴨河内字座頭落一七三七 ― 一地先から同市鴨河内字家ノ 後口九四八― 一地先まで	五・五 一六・五	六七一・〇
	変更後	倉吉市鴨河内字座頭落一七三七 ― 一地先から同市鴨河内字家ノ 後口九四八― 一地先まで	一〇・六 三七・〇	六七一・〇 七七五・〇

鳥取県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
三朝東郷線	変更前	東伯郡東郷町大字小鹿谷字下榎 八八九地先から同町大字引地字 小橋一七七一地先まで	五・五〇 一一・〇	四八一・〇
	変更後	東伯郡東郷町大字小鹿谷字下榎 八八九地先から同町大字野花字 野花川四三九一三地先まで	六・五〇 三六・〇	一、二七六・〇

鳥取県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成五年二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三三三号	倉吉市鴨河内字座頭落一七三七一―地 先から同市鴨河内字家ノ後口九四八― 一地先まで	平成五年三月一日

鳥取県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成五年二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字小鹿谷字下榎八八九 地先から同町大字野花字野花川四三九 一―三地先まで	平成五年三月一日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成5年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成5年2月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、版下製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄

2 検定の等級

1の職種のうち、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成5年6月11日(金)から同年9月12日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成5年6月1日(火)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、タイル張り、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装、塗装、産業洗浄、紳士服製造、布はく縫製、プラスチック成形及びれんが積み	平成5年8月29日(日)
機械加工、電気めつき、建設機械整備、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作及び印刷	平成5年9月5日(日)
造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、版下製作、製版、石材施工、熱絶縁施工、建築板金、工場板金、とび、左官、畳製作、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	平成5年9月12日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

<p>1 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p>	<p>鉄工 12,000円</p>
<p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p>	<p>建築板金 13,800円</p>
<p>(3) 受付期間 平成5年4月5日(月)から同月16日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)</p>	<p>工場板金 13,800円</p>
<p>(4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会でする。</p>	<p>電気めつき 13,800円</p>
<p>イ なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。</p>	<p>仕上げ 13,800円</p>
<p>1 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p>	<p>電子機器組立て 13,800円</p>
<p>6 受検手数料等</p>	<p>電気機器組立て 13,800円</p>
<p>(1) 受検手数料</p>	<p>鉄道車両製造・整備 13,800円</p>
<p>ア 実技試験の受検手数料</p>	<p>建設機械整備 12,000円</p>
<p>検 定 職 種</p>	<p>婦人子供服製造 10,000円</p>
<p>造 園</p>	<p>紳士服製造 12,000円</p>
<p>機械加工</p>	<p>布はく縫製 13,800円</p>
<p>放電加工</p>	<p>家具製作 13,800円</p>
<p>金属プレス加工</p>	<p>建具製作 13,800円</p>
	<p>版下製作 10,500円</p>
	<p>製版 13,800円</p>
	<p>印刷 13,800円</p>
	<p>プラスチック成形 13,800円</p>
	<p>石材施工 13,800円</p>
	<p>とび 13,000円</p>
	<p>左官 12,000円</p>
	<p>れんが積み 13,800円</p>
	<p>タイル張り 12,000円</p>
	<p>畳製作 13,800円</p>



防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
熱絶縁施工	13,800円
サッシ施工	13,800円
表装	13,800円
塗装	12,000円
広告美術仕上げ	13,800円
フラワー装飾	13,800円
路面標示施工	13,800円
塗料調色	12,000円
産業洗浄	13,800円
1 学科試験の受検手数料	
2,600円	
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
(3) その他	
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
7 合格者の発表等	
(1) 合格通知	
実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成5年10月7日(木)に書面で通知する。	

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成5年10月8日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。